

～ 法務局から 令和5・6年度地図作成について のお知らせ ～

前橋地方法務局では、前橋市北代田町の一部地域《[実施区域地図](#)》について、精度の高い地図（不動産登記法第14条第1項に定める地図）を作成することになりました。本事業は、令和5年11月から令和7年3月にかけて行います《[事業の概要](#)》。

土地所有者の皆様におかれましては、この作業の目的をご理解いただき、ご協力くださいますよう、よろしくお願いいたします。

☆ 地図作成の目的 ☆

現在、法務局に備え付けられている前橋市北代田町の地図は、明治時代に作成されたものであり、現地と形状が一致しないところや土地の境界（筆界）が不明確なところが多数存在しています。そのようなところでは、道路・下水道整備などの公共事業、土地や建物の売買などの不動産取引、あるいは災害復旧等に問題が生じる恐れがあります。そこで、これらの問題を解決するために、土地一筆ごとの境界（筆界）を確認の上、正確な測量を行い、精度の高い地図を作成します。

☆ 地図作成のメリット ☆

- 土地の境界が確定することで、境界紛争を未然に防止することができ、円滑な土地取引を行うことができます。
- 地図作成により確認した各土地の境界点は、「公共基準点」に基づく復元性を有するため、境界標（杭）が亡失した場合でも復元することが可能です。
- 災害等により土地の位置や区画が不明確となっても境界を復元することが可能となるため、迅速な復興が期待できます。
- 国が測量費用を負担します。

お問合せ先

〒371-0032

前橋市若宮町三丁目11番12号

前橋地方法務局地図作成事業現場事務所 9時00分から17時00分まで（土日及び祝日、年末年始除く）

電話番号 027-219-2053

開設期間 令和7年2月末頃まで

令和7年3月から令和7年4月中旬頃まで

〒371-8535 前橋市大手町二丁目3番1号

前橋地方法務局不動産登記部門 9時00分から17時00分まで（土日及び祝日、年末年始除く）

電話番号 027-221-4428（直通）

参考：法務局地図作成事業（法務省）

（リンク先：http://www.moj.go.jp/MINJI/minji05_00236.html）